## 第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版

平成 31 年(2019 年)3月 大阪狭山市

### はじめに

男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進は、少子化・人口減少社会に直面する我が国にとって、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本市では、平成18年に、市の男女共同参画推進に関する理念を定めた「大阪狭山市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年には拠点となる「大阪狭山市男女共同参画推進センターきらっとびあ」を開設したほか、平成26年には、「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定し、すべての人が性別にかかわりなく、互いに人権を尊重し、自らの意思によって誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を展開してまいりました。



一方、社会においては昨今のセクシュアル・ハラスメントや配偶者間の暴力に関する問題を始め、男女における固定的性別役割意識の解消、政策・方針決定の場への女性の参画率の向上等、多くの課題が残されています。

このような状況を受け、国においては、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。基本計画では、重要課題として女性をはじめとする多様な人材が活躍できる社会の構築が位置付けられており、特定の事業主へ計画策定の義務を課す等のポジティブ・アクション(積極的改善措置)を盛り込んだ「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行されるなど、実効性の高い計画の推進が求められています。

本市では、市民意識調査の分析や各項目における指標の達成状況をふまえ本プランの一部を改定し、女性活躍推進法の規定に基づく市町村推進計画に位置付けるとともに、平成28年に策定されました大阪府における「おおさか男女共同参画プラン (2016-2020)」とも連動した内容へと見直しを行いました。

本プランの推進にあたっては、引き続き市民、事業者・企業、関係機関・団体の皆様と 連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてまいりますので、皆様の ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本プランの改定にあたり、長期にわたり活発なご審議をいただきました「大阪狭山市男女共同参画推進懇話会」委員の皆様をはじめ、市民意識調査を通じてご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年(2019年)3月

## 目 次

1-	1 × W	-
ld.	じめ	ب

第1	草計	<b>囲の策定にめたって</b>	
1	策定の	背景と趣旨	2
2	計画の個	立置付け	3
3	計画の領	<b>策定方法</b>	4
(1	)計画は	の策定方法	4
(2	2)目標(	の設定	4
4	計画期間	間	4
笙?	2音 市	民意識調査などから見える現状の整理	
жэг 1		<b>改志成制量などがら死えるががの主達</b> 識調査の実施について	6
2		   識調査などから見える現状	
		画の基本的な考え方	
1		基本理念	
2		基本方向	
3	施策の位	本系	28
第4	1章 施	策の内容	
基本	方向 I	男女共同参画社会実現のための意識づくり	31
基本	方向Ⅱ	男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現	35
基本	方向Ⅲ	あらゆる暴力の根絶	39
基本	方向IV	誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり	42
第5	5章 計	画の推進	
1	推進体制	制	47
2	進行管理	里	47
3	苦情なの	どへの対応	47
参表	<b>音</b>		
1			49
2		司参画に関する国内外の動き	
3	男女共同	司参画社会基本法	56
4	女子に対	対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	60
5	配偶者和	からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	67
6	女性の関	職業生活における活躍の推進に関する法律	76
7	大阪狭し	山市男女共同参画推進条例	85
8	大阪汝!	li市男女共同参画推准懇話会 委員名簿	88

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1

### 策定の背景と趣旨

#### ●策定の背景

我が国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画が策定されており、男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組みが進められています。平成 27 年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という)が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性の職業生活における活躍が期待されています。また、平成 27 年 12 月には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、4次計画において改めて強調している視点として「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つが挙げられています。

大阪府においては、昭和56年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定され、3度の改正を経て、平成13年には「男女共同参画社会基本法」に基づく「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」(平成18年改訂)が策定されました。また、平成14年には男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が制定されました。そして、平成28年3月には「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」が計画全体にわたる視点として位置付けられています。

本市においても、男女共同参画社会の実現に向け、平成7年に大阪狭山市女性問題行動計画「おおさかさやまいきいき女性プラン」、平成17年に「大阪狭山市男女共同参画推進プラン(第2期)」を策定しました。また、平成18年に「大阪狭山市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年には市民が男女共同参画を学び、推進するための拠点として、男女共同参画推進センター・きらっとぴあを開設するなど、男女共同参画推進の取組みを進めてきました。そして、社会・家庭の環境が著しく変化し続ける中、男女共同参画社会の実現に向けて新たに取り組むべき課題に対応するために、平成26年3月には「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定しました。同プランでは、より実効性のある計画にするため、ゴール・アンド・タイムテーブル方式1を用い、12項目の数値目標を設定しています。また、配偶者等からの暴力の根絶をめざす「大阪狭山市DV防止基本計画」としても位置付けています。

#### ●策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向けて、国、大阪府、本市ともに様々な施策を進めていますが、少子高齢化の進展、家庭環境や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化に伴って、男女共同参画を推進するうえで考えなければならない課題は依然として多くあります。また、それらの課題に対応していくためにも、あらゆる分野における女性の活躍が強く求められており、「女性活躍推進法」においても、市町村による女性の職業生活における活躍についての推進計画策定が努力義務とされています。

このような状況を踏まえ、本市では「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」の策定から5年が経過することから、見直しを行い、新たに「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版」(以下、「本計画」という)を策定するものです。

なお、改定にあたって、本計画を平成 27 年に施行された女性活躍推進法に基づき、「女性の職業生活における活躍についての計画(市町村推進計画)」に位置付けます。

ゴール・アンド・タイムテーブル方式:女性の参画拡大に関する一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する 手法 【→用語解説 49ページ】

## 2 計画の位置付け

- ①本計画は、「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版」と称し、社会のあらゆる分野で男女 共同参画を推進していくため、本市が取り組むべき施策の基本的な方向を示します。
- ②本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置付けられると同時に、大阪狭山市男女共同参画推進条例第12条第1項に規定する計画であり、「第四次大阪狭山市総合計画」の6つの大綱の1つである「大阪狭山らしさを創出する 自立と協働のまち」の実現をめざした分野別計画です。
- ③本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)<sup>2</sup>」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画(市町村基本計画)」として位置付けます。
- ④本計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)3」第6条第 2項に基づく「女性の職業生活における活躍についての計画(市町村推進計画)」として位置付けます。
- ⑤本計画の策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」などを踏まえるとともに、本市の各種関連計画との整合を図ります。

### 男女共同参画社会基本法

国•大阪府

第4次男女共同参画基本計画(国)

おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)(大阪府)

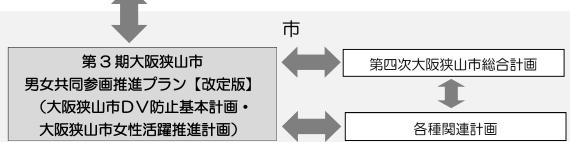
#### DV防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(国)

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)(大阪府)

#### 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(国)



<sup>2</sup> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法): 平成 13 年に公布、施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。参考資料67ページ 【→用語解説 50ページ】

<sup>3</sup> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法): 平成27年に公布、施行。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために制定された法律。参考資料76ページ 【→用語解説 49ページ】

## 3 計画の策定方法

#### (1)計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、男女共同参画推進懇話会からの提言をいただき、庁内の男女共同参画 推進本部会議で検討を重ねるとともに、市民意識調査やパブリックコメントの募集などを実施し、広 く市民の意見を聴き、その反映に努めました。

#### (2)目標の設定

国連における女子差別撤廃委員会の見解を踏まえ、「第4次男女共同参画基本計画」では、第3次計画に引き続き、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション<sup>4</sup>)の推進を挙げ、各重点分野において期限と数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式を導入しています。

第3期大阪狭山市男女共同参画推進プランにおいても、施策を効果的に実施するために、ゴール・アンド・タイムテーブル方式を用いて、基本方向ごとに具体的な目標を設定しています。本計画においては、直近の国・府の計画と整合性を図りつつ、市民意識調査の分析を基に本市の実態に即した具体的な目標値の見直しと設定を行います。

## 4 計画期間

第3期大阪狭山市男女共同参画推進プランの期間は、平成26年度(2014年度)から平成35年度(2023年度)までの10年間とします。なお、本計画では社会情勢の変化やこれまでの取組みの成果・課題を踏まえ、必要な見直しを行い、一部を改定しました。

<sup>4</sup> ポジティブ・アクション (積極的改善措置): 社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと 【→用語解説 50ページ】

# 第2章 市民意識調査などから 見える現状の整理

#### 第2章 市民意識調査などから見える現状の整理

## 1 市民意識調査の実施について

計画策定に先立ち、男女共同参画に関する市民意識調査(以下、「市民意識調査」という。)を実施し、市民の男女共同参画に関する意識やニーズ、男女共同参画を推進するうえでの課題等の把握を行いました。

### 市民意識調査の概要

調査対象:大阪狭山市在住の20歳以上の男女各500人、計1,000人を無作為抽出

調査方法:郵送による配布・回収

調査時期:平成30年7月17日から平成30年8月10日まで

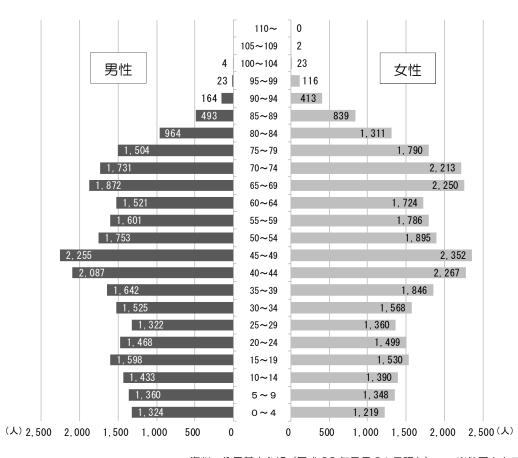
#### 調査票の配布数と回収数

配布数	回収数	有効回収数			有効回収率	
		416人				
1,000人	416人	男性	女性	性別を答え ることに抵 抗を感じる	不明•無回答	41.6%
		156人 (37.5%)	256人 (61.5%)	1人 (0.2%)	3人 (0.7%)	

## 2 市民意識調査などから見える現状

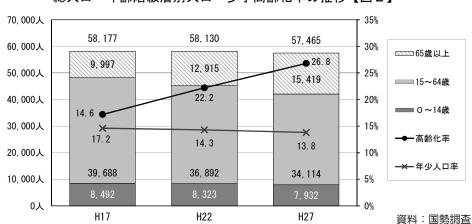
### ① 本市の現状

- ●本市の総人口は、平成30年7月31日現在で58,385人となっており、そのうち男性が27,644人(47.3%)、女性が30,741人(52.7%)となっています。【住民基本台帳】
- ●少子高齢化が進んでおり、平成30年7月31日現在の65歳以上の人口が15,712人で、高齢化率は26.9%となっています。【住民基本台帳】



大阪狭山市 性別・年齢別人口【図1】

資料:住民基本台帳(平成30年7月31日現在) ※外国人人口を含む



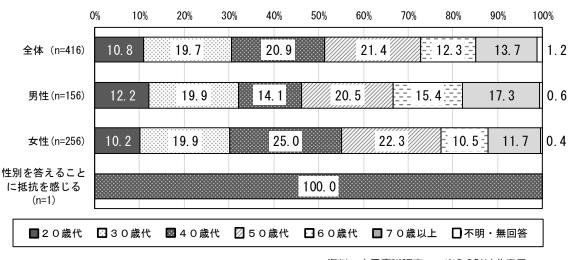
総人口・年齢階級層別人口・少子高齢化率の推移【図2】

7

### ② 回答者の属性

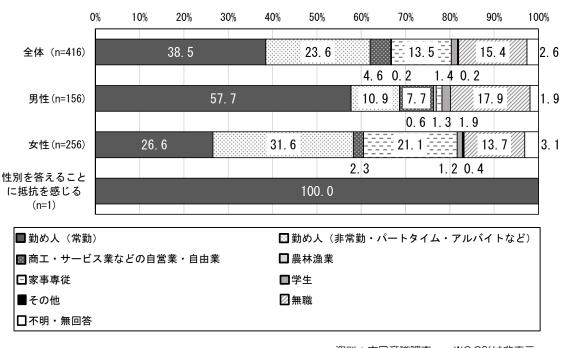
- ●回答者の性別は、女性が61.5%、男性が37.5%(性別を答えることに抵抗を感じる0.2%、不明・無回答0.7%)となっています。
- ●年代は多い順から「50歳代」(21.4%)、「40歳代」(20.9%)、「30歳代」(19.7%) となっています。【図3】
- ●就労状況をみると、男性では「勤め人(常勤)」(57.7%)が最も多く、女性では「勤め人(非常勤・パートタイム・アルバイトなど)」(31.6%)が最も多くなっています。【図4】

#### 回答者の性別及び年齢別の割合【図3】



資料:市民意識調査 ※O.O%は非表示

#### 回答者の就労状況【図4】



資料:市民意識調査 ※0.0%は非表示

### ③ 職業生活について

- ●女性の労働力については、35~39歳の値が全国と大阪府を下回り(66.7%)、結婚・出産で一度退職し、子育てが一段落すると再度就労につくという、M字カーブ5となっています。【図5】 【図6】
- ●女性が職業をもつことについての意識については、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」が38.9%で最も多くなっており、前回調査(35.0%)をやや上回っています。【図7】
- ●進路や職業選択の際に性別を意識したかについては、意識して選択した人(「性別をかなり意識して選択した」と「どちらかといえば性別を意識して選択した」の合計)は、男性が 11.5%、女性が 30.9%で差があります。【図8】
- ●結婚と出産と仕事への意識については、「子育ての時期だけー時やめ、その後はパートタイムで 仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)」が28.6%で最も多く、「結婚や出産にかかわら ず、仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)」が24.5%で続いています。【図9】
- ●出産・子育て・介護に際し、女性が働き続けるために必要なことについては、「保育制度の充実」が 54.1%で最も多く、次いで「夫、パートナーなど家族の理解や家事、子育て、看護などへの参加」が 49.8%、「企業経営者や職場の理解」が 48.1%となっています。【図 10】

#### 90 81.4 80. 3 80 73.5 76.0 76. 2 <u>全国</u> <u>72. 7</u> 73. 8 71 3 71,8 72, 2 69.4 69.5 <del>\*\*\*</del> 大阪府 70 67. 5 64.9 69. 4 69 0 -大阪狭山市 66 7 67.3 60 62. 5 59.9 52. 1 50 47. 9 43.6 40 33.8 30. 1 30 19 9 23.6 20 16.3 12.8 10 0 15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳 65~69歳 70~74歳 75~79歳 80~84歳

女性の年齢別労働力率【図5】

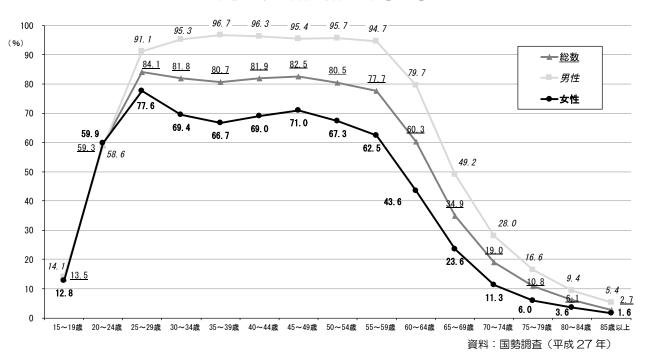
9

資料:国勢調査(平成27年)

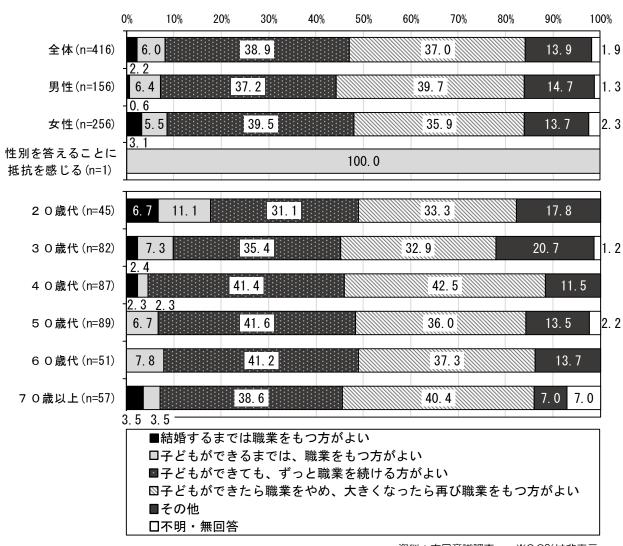
<sup>5</sup> M字カーブ:女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描く 【→用語解説 51ページ】

#### 第2章 市民意識調査などから見える現状の整理

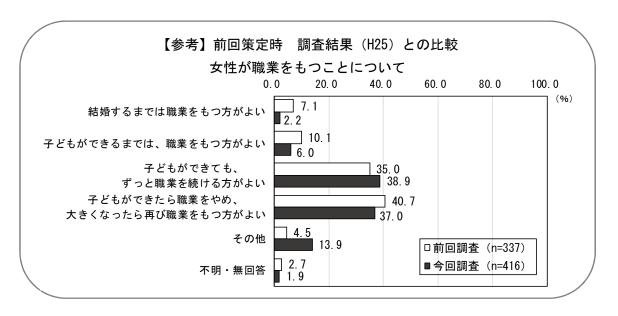
#### 大阪狭山市の年齢別労働力率【図6】



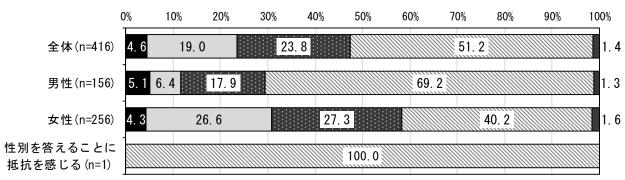
#### 女性が職業をもつことについて【図7】



資料:市民意識調査 ※O.O%は非表示



#### 進路や職業選択の際の性別意識について【図8】

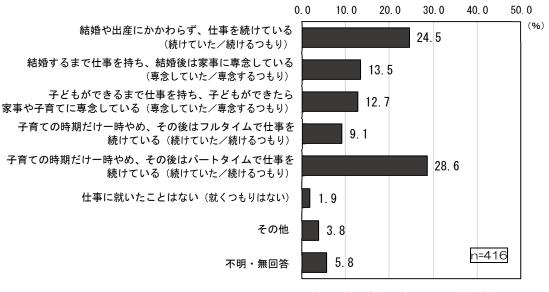


- ■性別をかなり意識して選択した
- □どちらかといえば性別を意識して選択した
- ■どちらかといえば性別を意識せずに選択した
- 図性別をほとんど(全く)意識せずに選択した

■不明・無回答

資料:市民意識調査 ※O.O%は非表示

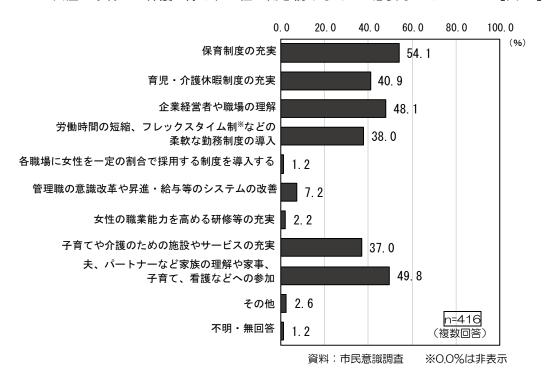
#### 結婚と出産と仕事への意識について【図9】



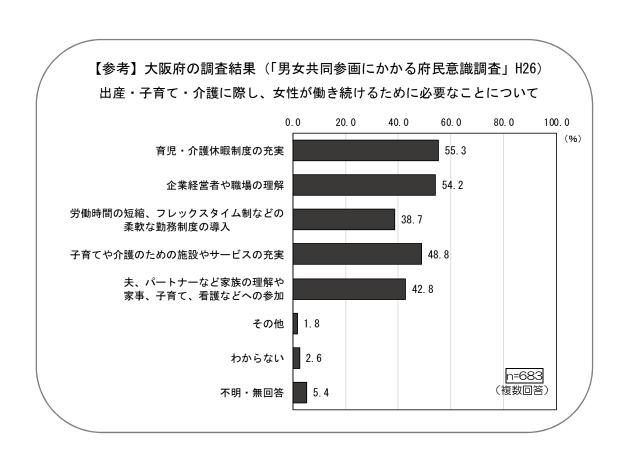
資料:市民意識調査 ※O.O%は非表示

#### 第2章 市民意識調査などから見える現状の整理

出産・子育て・介護に際し、女性が働き続けるために必要なことについて【図 10】

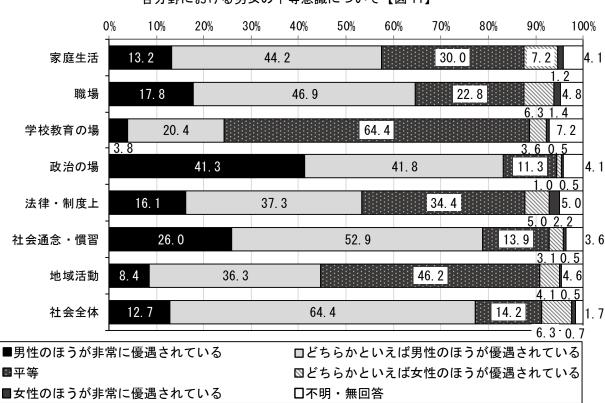


※フレックスタイム制: 一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、その枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度 【→用語解説 50ページ】



### ④ 男女の平等意識について

- ●各分野における男女の平等意識について、「平等」は学校教育の場が64.4%で最も多くなっています。男性のほうが優遇されている(「非常に優遇されている」と「どちらかといえば優遇されている」の合計)」については、政治の場が83.1%で最も多く、次いで社会通念・慣習が78.9%、社会全体が77.1%となっています。前回調査と比較すると、「家庭生活」と「職場」においては、「平等」の回答割合が前回調査を上回っています。【図11】
- ●「夫は外で働き、妻は家庭を守る」への賛否について、全体をみると、「どちらかといえば賛成」が 40.1%で最も多く、次いで「どちらかといえば反対」が 32.0%、「反対」が 20.2%となっています。前回調査と比較すると、「どちらかといえば反対」と「反対」においては、回答割合が前回調査を上回っています。【図 12】
- ●ワーク・ライフ・バランス<sup>6</sup>について、性別でみると、男女ともに、理想では「仕事と家庭生活をともに優先」が最も多くなっていますが、現実では男性が「仕事を優先」(33.3%)、女性が「家庭生活を優先」(45.3%) している割合が多くなっています。【図 13】

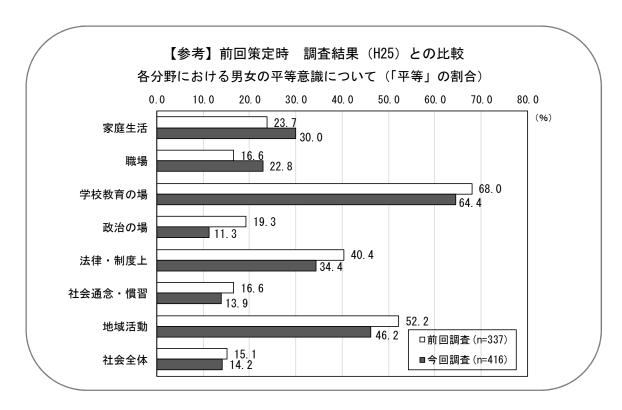


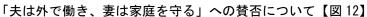
各分野における男女の平等意識について【図 11】

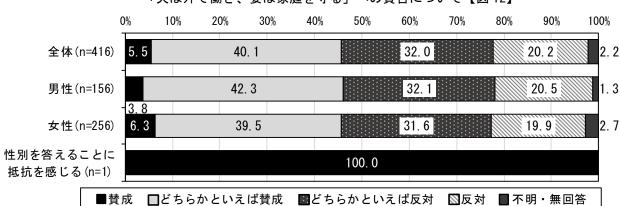
資料:市民意識調査 ※O.O%は非表示

13

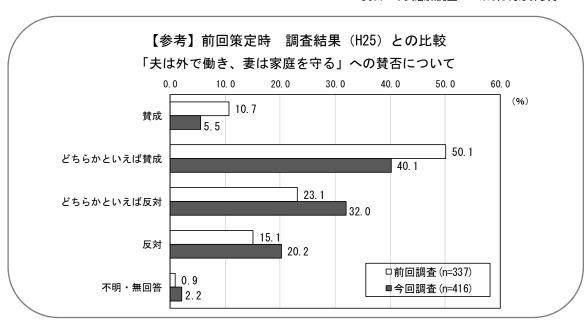
<sup>6</sup> ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること【→用語解説 51ページ】

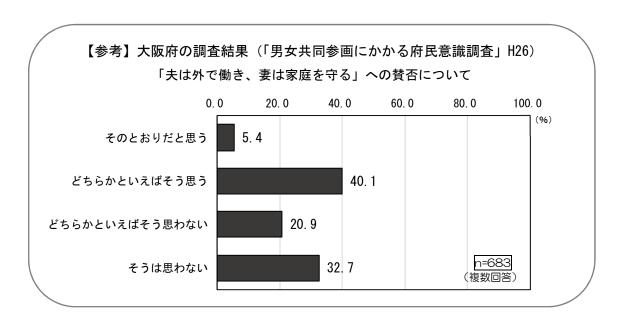




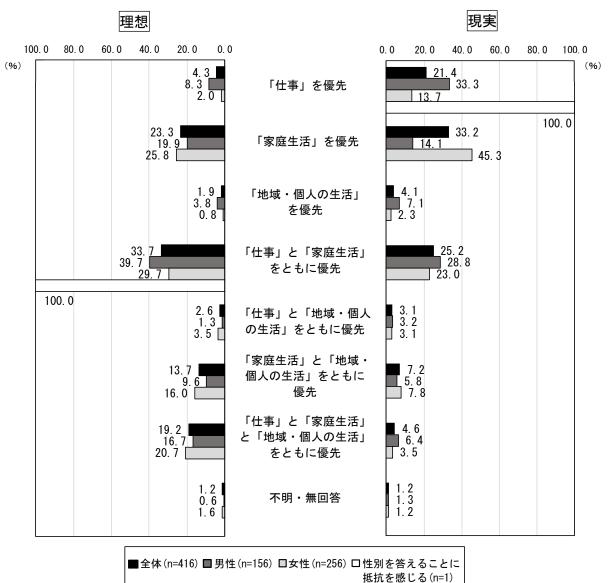


資料:市民意識調査 ※0.0%は非表示





ワーク・ライフ・バランスについて【図 13】



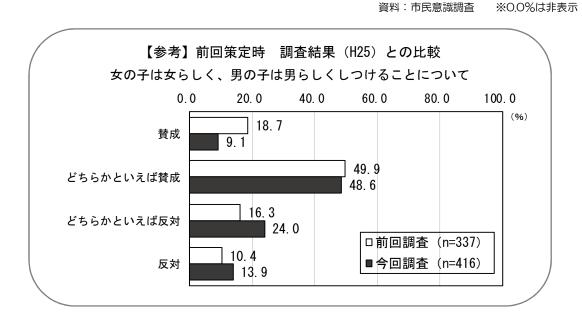
資料:市民意識調査 ※O.O%は非表示

### ⑤ 子どもの教育について

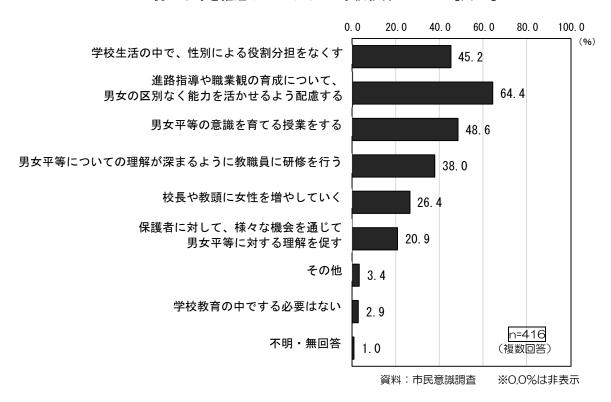
- ●女の子は女らしく、男の子は男らしくしつけることについて、「どちらかといえば賛成」が 48.6% で最も多く、次いで「どちらかといえば反対」が 24.0%、「反対」が 13.9%となっています。 前回調査と比較すると、「どちらかといえば反対」「反対」においては、回答割合が前回調査を上回っています。【図 14】
- ●男女平等を推進していくための学校教育については、「進路指導や職業観の育成について、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮する」が 64.4%で最も多く、次いで「男女平等の意識を育てる授業をする」が 48.6%、「学校生活の中で、性別による役割分担をなくす」が 45.2%となっています。【図 15】

女の子は女らしく、男の子は男らしくしつけることについて【図 14】 100% 0% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 10% 24.0 4. 3 全体(n=416) 9. 1 48.6 13.9 14. 1 47.4 22.4 10.9 5.1 男性(n=156) 女性(n=256) 6.3 48.8 25. 4 15.6 3.9 性別を答えることに 100.0 抵抗を感じる(n=1)

■賛成 □ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 □ 反対 ■ 不明・無回答

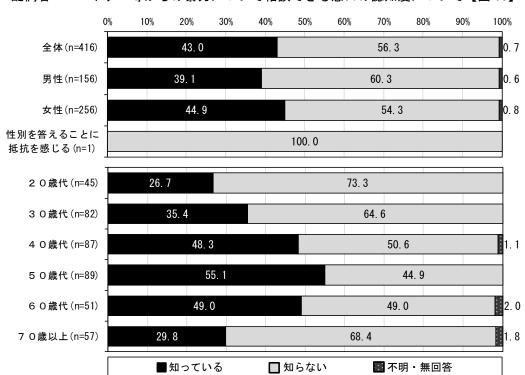


#### 男女平等を推進していくための学校教育について【図 15】



### ⑥ ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>7</sup>について

- ●配偶者・パートナー等からの暴力について相談できる窓口の認知度については、「知らない」が 56.3%、「知っている」が 43.0%となっています。年齢別でみると、「知らない」は 20 歳代で 73.3%、70 歳以上で 68.4%となっており、他の年齢に比べて多くなっています。【図 16】
- ●「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」の認知度については、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」が64.7%で最も多く、次いで「法律があることも、その内容も知っている」が26.2%、「法律があることを知らなかった」が8.7%となっています。【図17】
- ●配偶者・パートナー等同士で起こる各行為が、暴力だと思うかについては、「大声でどなる」「他の異性との会話を許さない」ついては、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が 60%以下となっています。前回調査と比較すると、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」が前回調査を上回っています。【図 18】
- ●あらゆる暴力をなくすために進めるべき取組みについては、「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」が57.5%で最も多く、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」が51.0%、「法律・制度の制定や見直しを行う」が49.5%となっています。【図19】
- ●DV防止のための広報・啓発活動、様々な講座の認知度については、「知らない」が85.6%、「知っている」が10.8%となっています。前回調査と比較すると、「知っている」は5.2 ポイント減少、「知らない」は7.0 ポイント増加しています。【図20】



配偶者・パートナー等からの暴力について相談できる窓口の認知度について【図 16】

\_

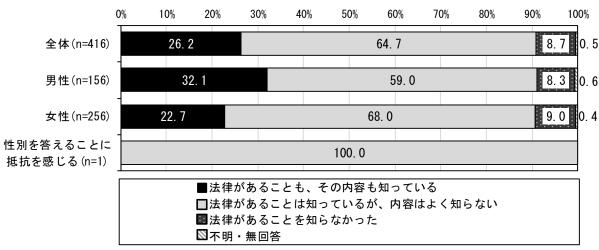
資料:市民意識調査 ※O.O%は非表示

<sup>7</sup> ドメスティック・バイオレンス (DV):配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力 【→用語解説 50ページ】

### 【参考】国の調査結果(「男女間における暴力に関する調査」H29) 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度について

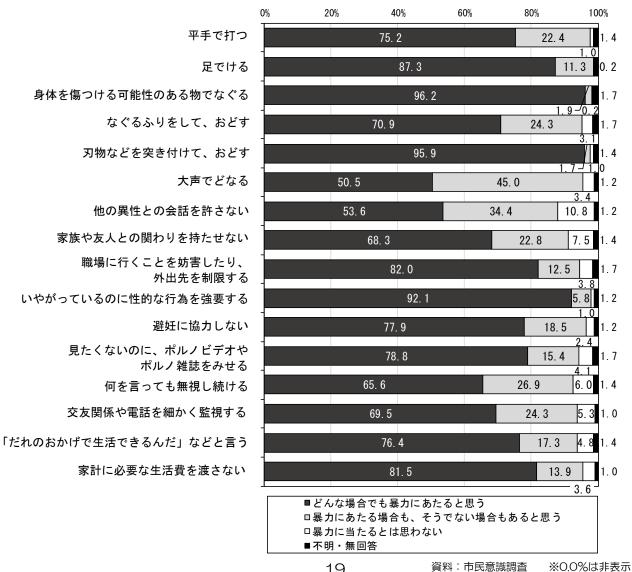
- 1. 知っている…71.6%
- 2. 知らない…25.6%

#### 「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」の認知度について【図 17】

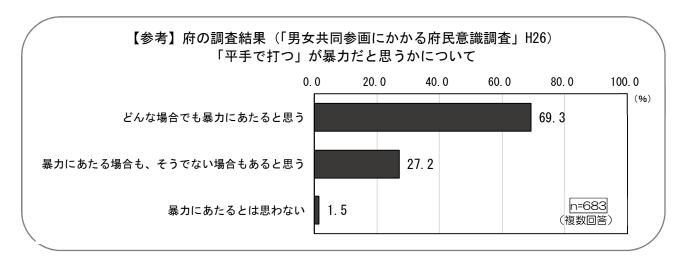


資料:市民意識調査 ※0.0%は非表示

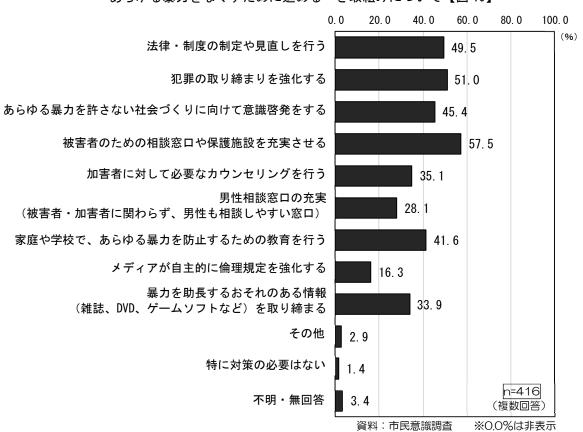
#### 配偶者・パートナー等同士で起こる各行為が、暴力だと思うかについて【図 18】



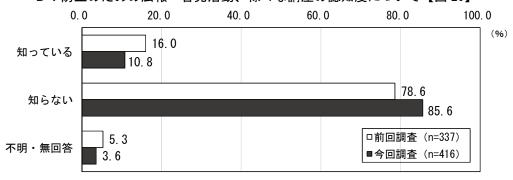
19



#### あらゆる暴力をなくすために進めるべき取組みについて【図 19】



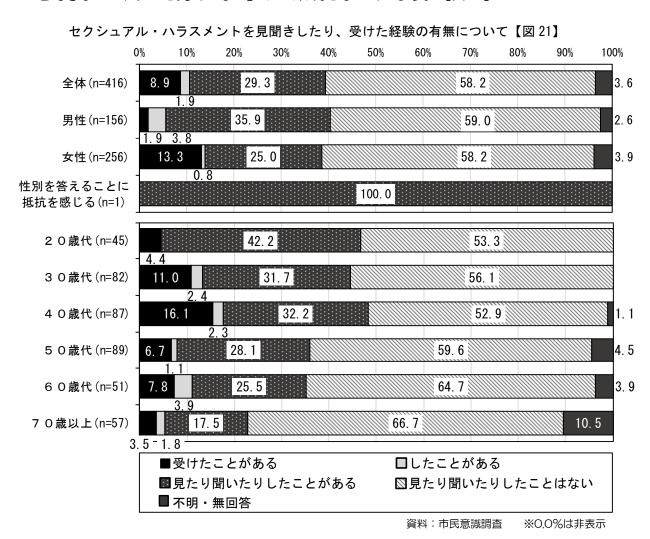




資料:市民意識調査(H25・H30) ※O.O%は非表示

## ⑦ セクシュアル・ハラスメント<sup>8</sup>について

- ●セクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、受けた経験の有無については、「見たり聞いたりしたことはない」が 58.2%で最も多く、次いで「見たり聞いたりしたことがある」が 29.3%、「受けたことがある」が 8.9%となっています。年齢別でみると、「受けたことがある」は 40歳代が 16.1%と最も多くなっています。前回調査と比較すると、「受けたことがある」「したことがある」「見たり聞いたりしたことはない」が微増していますが、大きな変化はありません。【図 21】
- ●見聞き、体験したセクシュアル・ハラスメントの内容については、「性的な経験・冗談を言ったり、たずねたりする」が 52.2%で最も多く、次いで「容姿やプロポーションについてあれこれ言う」が 40.9%、「相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、体にさわる」が 36.5%となっています。【図 22】
- ●セクシュアル・ハラスメントが起きる要因・背景については、「一部にモラルの低い人がいる」が 70.4%で最も多く、次いで「不快に思っていることが相手にわからない」が 63.9%、「お互いを対等なパートナーと見ていない」が 43.5%となっています。【図 23】



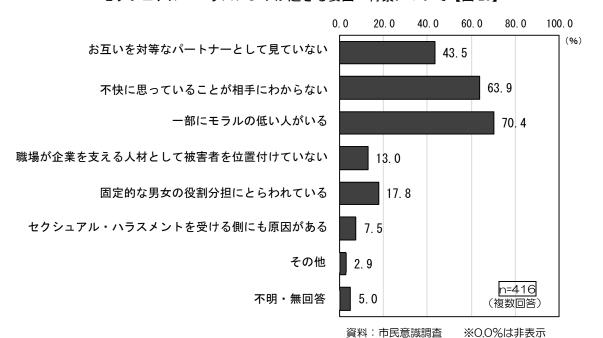
<sup>8</sup> セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせ。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、様々な生活の場で起こり得る 【→用語解説 49ページ】

21

#### 見聞き、体験したセクシュアル・ハラスメントの内容について【図 22】

20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 (%) 性的な経験・冗談を言ったり、たずねたりする 52. 2 容姿やプロポーションについてあれこれ言う 40.9 相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、体にさわる 36. 5 「結婚はまだ?」や「子どもはまだ?」とたびたび聞く 26.4 職場の宴会でお酌(しゃく)やダンスを強要する 21.4 ヌード写真等を見せる 1.9 立場や地位を利用して食事に誘ったり、性的な関係を強要する 13.8 「男のくせに」「女には仕事を任せられない」などの発言をする 23.3 「男の子、女の子」「おじさん、おばさん」といった呼び方をされる 19.5 その他 3.1 n=416 不明·無回答 3.1 (複数回答) 資料:市民意識調査 ※0.0%は非表示

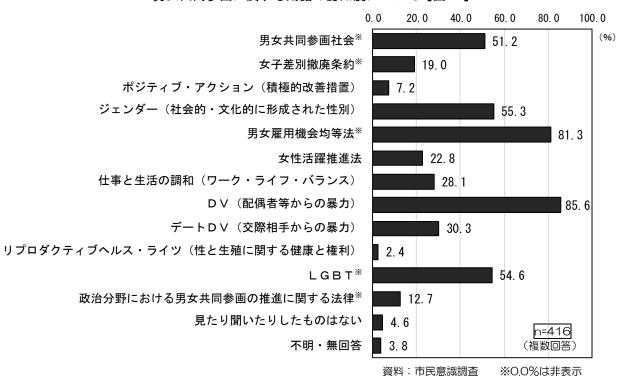
#### セクシュアル・ハラスメントが起きる要因・背景について【図 23】



### 8 男女共同参画の取組みについて

- ●男女共同参画に関する用語の認知度については、「DV(配偶者等からの暴力)」が85.6%で最も多く、次いで「男女雇用機会均等法」が81.3%、「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)」が55.3%となっています。【図24】
- ●「男女共同参画社会」を実現するために力を入れるべき政策については、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が 62.3%で最も多く、次いで「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が 58.2%、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が 55.8%となっています。前回調査と比較すると、「男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する」、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める」においては、回答割合が前回調査を上回っています。【図 25】

#### 男女共同参画に関する用語の認知度について【図 24】



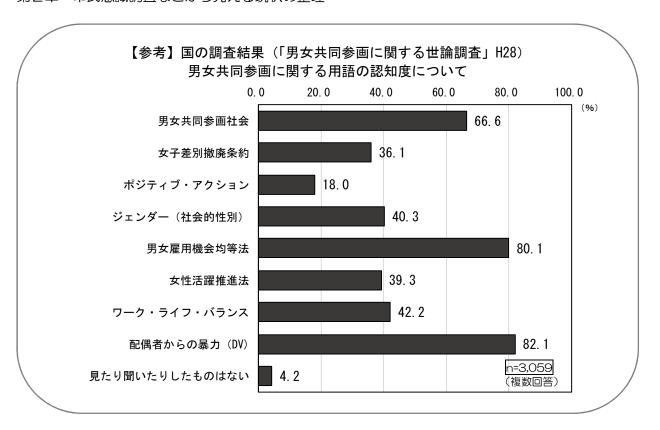
※男女共同参画社会:男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会 【→用語解説 49ページ】

※女子差別撤廃条約:女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。参考資料 60 ページ 【→用語解説 49 ページ】

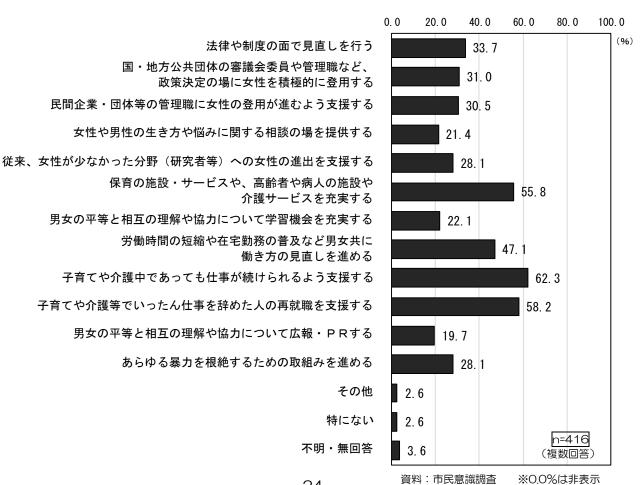
※男女雇用機会均等法:雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 【→用語解説 49 ページ】

※LGBT:レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字で多様な性の在り方を表す言葉 【用語解説 51ページ】

※政治分野における男女共同参画の推進に関する法律:衆参両院や地方議会の選挙で候補を擁立する政党や政治団体に、男女の候補者数を「できる限り均等」とするよう求める法律



#### 「男女共同参画社会」を実現するために力を入れるべき政策について【図 25】



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

平成11年に「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」をめざし、男女共同参画社会基本法<sup>9</sup>が制定されました。

本市においては、この男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、平成18年に大阪狭山市男女共同参画推進条例を制定しました。本計画は、条例の基本理念に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。

#### 大阪狭山市男女共同参画推進条例第3条〈基本理念〉

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における活動の自由な選択
- (3) 政策・方針の立案及び決定への男女共同参画
- (4) 家庭生活とほかの活動との両立
- (5) 健康な生活を営むための配慮
- (6) 国際社会の動向を考慮
- (7) 生涯学習の推進

計画を策定するにあたり、上記の大阪狭山市男女共同参画推進条例第3条の基本理念と、「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」(第2期)において設定した基本理念を継承し、本計画では次の3つを計画の基本理念とします。

#### ◆◆計画の基本理念◆◆

- 1. 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会
- 2. 男女が社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会
- 3. あらゆる暴力のない、誰もが安心で豊かに暮らせる社会

## 2 計画の基本方向

基本理念に掲げる男女共同参画社会を実現するために、取り組むべき施策の主要な柱として、次の4つの基本方向を設定します。この基本方向に沿って基本課題を設定し、基本課題ごとに具体的な取組みと数値目標、重点課題・事業を示します。

#### ◆◆計画の基本方向◆◆

- Ⅰ. 男女共同参画社会実現のための意識づくり
- Ⅱ. 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現
- Ⅲ. あらゆる暴力の根絶
- Ⅳ、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

<sup>9</sup> 男女共同参画社会基本法:平成11年に成立、施行。男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。参考資料56ページ 【→用語解説 49ページ】

## 3 施策の体系

基本 方向	基本課題	具体的取組み
Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	(1)男女が対等な関係である ための意識の変革	①男女共同参画社会実現のための調査・研究 ②啓発事業の拡充・推進 ③メディア・リテラシーの育成
	(2)男女平等を推進する 教育・学習の充実	①男女平等を推進する教育の実施 ②学校における慣行・制度の見直しと男女平等教育の推進 ③教職員・保護者に対する啓発・研修
現のための意	(3)多様なニーズに応える 生涯学習の推進	①生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充 ②男女共同参画に向けての市民参画の推進 ③家庭・地域・事業所における男女共同参画のための啓発・研修
<b>急識づくり</b>	(4)生涯を通じての健康支援 と健康教育	①自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の推進 ②生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進 ③性感染症や HIV 感染についての情報提供
	【大阪狭山市女性活躍推進計画】 (5)男女共同参画を推進する 職場づくり	①担当職員の配置と相談機能の充実 ②庁内体制の整備と機能の拡充 ③市職員に対する啓発・研修 ④特定事業主行動計画の推進
生活の調和の実現 □ 男女共同参画社会を実現するための仕事と	【大阪狭山市女性活躍推進計画】 (1)仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	①男性に対する家事能力修得支援 ②長時間労働の是正 ③仕事と家庭・地域生活の両立についての事業所への啓発 ④仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充
	【大阪狭山市女性活躍推進計画】 (2)子育てや介護への支援体 制の拡充	①母子保健事業の充実 ②男女の育児不安に対する支援の推進 ③ひとり親家庭の生活安定の充実 ④障がいなど支援を要する子どもの支援体制の充実 ⑤介護支援の促進
	【大阪狭山市女性活躍推進計画】 (3)多様な働き方への支援の 拡充	<ul><li>①就労の支援</li><li>②能力開発の支援</li><li>③起業の支援</li></ul>
	【大阪狭山市女性活躍推進計画】 (4)雇用の場での男女平等の 推進	①事業所に対する啓発 ②間接差別の禁止とポジティブ・アクション(積極的改善措置) についての啓発 ③市民・地域社会に対する啓発

基本 方向	基本課題	具体的取組み
Ⅲ あらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力根絶のための 基盤づくり	①暴力根絶のための啓発といじめや体罰のない教育の推進 ②生涯学習における暴力根絶に向けての啓発 ③情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の 工夫 ④あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実
· 根絶 - -	【大阪狭山市DV防止基本計画】 (2)DV(ドメスティック・ バイオレンス)への対策の充実	①被害者の保護、支援体制の強化 ②相談体制の強化や相談窓口の周知 ③関係機関とのネットワークづくり ④加害者の更生支援
	(3)ハラスメント防止対策の推進	①事業所・地域活動におけるハラスメント防止体制の整備 ②市役所・学校などにおけるハラスメント防止体制の整備
Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり	【大阪狭山市女性活躍推進計画】 (1)政策・意思決定過程の場への 男女共同参画の促進	①政策立案の場への参画 ②審議会などへの男女平等な参画
	(2) 市民の男女共同参画への自主活動の支援	①男女共同参画を進める拠点環境の整備 ②男女のリーダー養成と活動団体への支援 ③活動団体との連携による男女共同参画の推進
	(3)地域社会での男女共同参画の 推進	①ボランティア活動への参加促進 ②地域活動への参加促進 ③平和への貢献、国際交流の促進
	(4) 高齢者・障がい者などが 安心して暮らせる環境の整備	①高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、 地域社会での支援づくり ②バリアフリー化の推進 ③高齢者・障がい者向けサービスの充実
	(5)安全・安心に暮らせる まちづくり	①防災施策の充実 ②防犯施策の充実 ③緊急支援システムの整備

# 第4章 施策の内容

#### 本計画のうち、

- ●基本方向 I の基本課題(5)、基本方向 I 、基本方向 IV の基本課題(1)を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6 条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍についての計画(市町村推進計画)」として位置付け、「大阪狭山市女性活躍推進計画」とします。
- ●基本方向Ⅲの基本課題(2)を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する基本的な計画(DV防止基本計画)」として位置付け、「大阪狭山市 DV 防止基本計画」とします。

## 基本方向 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

#### 第3期の方向性

男女共同参画社会基本法では、男女がお互いの人権を尊重し対等な社会の構成員として、責任を分かち合いながら個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要だとされています。また、国の第4次男女共同参画基本計画においても、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」として、教育やメディアを通じた意識改革、理解の促進等が重要であるとされています。

「男女共同参画社会実現のための意識づくり」を行うためには、すべての年代に対する教育、環境づくりが必要です。様々な媒体や機会を通じて啓発活動を行うとともに、各種の情報サービス、教育・学習の機会を充実させ、男女共同参画社会実現に向けた意識づくりをめざします。

#### 現状と課題

- ●市民意識調査の結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別による固定的役割分担意識については、前回調査と比較すると、すべての年代において賛成(「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計)が減少しています。
- ●一方で、男女の平等意識については、政治の場、社会通念・慣習、社会全体、職場、家庭生活、法律・制度上において、「男性のほうが優遇されている」と感じている人が「平等」と感じている人の割合を上回っている状況です。引き続き、市民一人ひとりが性別による固定的な役割分担にとらわれず、自分らしく生きていくことのできる社会の実現をめざして取組みを進める必要があります。
- ●男女共同参画に関する言葉や内容についての認知度をみると、「女子差別撤廃条約」「ポジティブ・アクション」「リプロダクティブヘルス・ライツ」「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の認知度は2割以下となっており、引き続き、徹底した周知を行っていく必要があります。
- ●子どもの教育について、「女の子は女らしく、男の子は男らしくしつけること」については、賛成(「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計)が 57.7%と、半数以上になっているものの、男女平等を推進していくための学校教育については「進路指導や職業観の育成について、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮する」が最も多くなっています。性別に捉われず、個々の能力を活かすことのできる教育環境が求められています。

#### 見直しのポイント

男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、市民一人ひとりが意識をもって行動できるよう、あらゆる対象に向けた周知・啓発、教育・学習機会の充実を図ります。

教育・学習機会の充実にあたっては、多様なライフスタイルを考慮し、15歳~65歳までの働き世代などの参加促進を図るとともに、より興味をもってもらえるテーマ・内容、形態を検討します。また、性の多様性に関する学習機会を設け、性的マイノリティへの理解促進を図ります。

#### ■計画推進の指標

指標名	策定時値 【第3期】	現状値 【第3期見直し】	目標値
「男女共同参画社会」の周知度	48.4% (H25)	51.2% (H30)	80%(H35)(2023年)
「女子差別撤廃条約」の周知度	12.5% (H25)	19.0% (H30)	30%(H35)(2023年)
職員研修の参加者における女性の割合	24.0% (H24)	37.0% (H29)	40%(H34)(2022年)

## 基本課題(1) 男女が対等な関係であるための意識の変革

#### ①男女共同参画社会実現のための調査・研究

• 男女共同参画に関連のある法令などの情報の収集	市民相談・人権啓発グループ
• 教科書や指導方法などの調査・研究	学校教育グループ

#### ②啓発事業の拡充・推進

• 男女共同参画推進に取り組む市民リーダーの育成	
• 男女共同参画推進啓発冊子を発行	市民相談・人権啓発グループ
• 男女共同参画関連記事の広報誌などへの掲載	

## ③メディア・リテラシー10の育成

・男女共同参画の視点に立った表現・文化について学習する機会の提供	市民相談・人権啓発グループ
・市刊行物の表現に関して、固定的性別役割意識にとらわれない表現の推進	広報・魅力発信グループ
• 学校教育や各種講習におけるメディア・リテラシーの育成	学校教育グループ

### 基本課題(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

#### ①男女平等を推進する教育の実施

・男女共同参画関連図書などの提供	社会教育・スポーツ振興グループ 市民相談・人権啓発グループ
<ul><li>・男女共同参画推進センターを中心にした、女性の人権について学習する機会の提供</li><li>・多様なライフスタイルを考慮した学習機会の提供</li></ul>	市民相談・人権啓発グループ

#### ②学校における慣行・制度の見直しと男女平等教育の推進

・保育所・幼稚園・認定こども園における幼児期からの男女平等教育の実践	保育・教育グループ
• 教育関連機関と行政担当部署との連携	学校教育グループ

#### ③教職員・保護者に対する啓発・研修

・小学校・中学校・保育所・幼稚園・認定こども園における女性管理職の 学校教育グループ 教育総務グループ
 ・教職員・保護者に対する啓発・研修 学校教育グループ 学校教育グループ 学校教育グループ 保育・教育グループ
 ・PTAへの人権学習の促進 社会教育・スポーツ振興グループ する機会の提供 市民相談・人権啓発グループ 社会教育・スポーツ振興グループ

32

<sup>10</sup> メディア・リテラシー:メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用することができる力を身に付けること

## 基本課題(3) 多様なニーズに応える生涯学習の推進

#### ①生涯学習における男女共同参画のための啓発活動の拡充

・自主的な講座や学習会での市の施設利用を促進	
• 各種講座などへの参加の促進	関係グループ

#### ②男女共同参画に向けての市民参画の推進

• 市民が企画する男女共同参画をテーマにした学習活動への支援	市民相談・人権啓発グループ
• 講座や事業における保育サービスの提供や手話通訳者等の配置	関係グループ

#### ③家庭・地域・事業所における男女共同参画のための啓発・研修

・あらゆる機会を通した、男女共同参画について学習する機会への支援	市民相談・人権啓発グループ
・社会教育事業での男女共同参画のための講座の実施	社会教育・スポーツ振興グループ

## 基本課題(4) 生涯を通じての健康支援と健康教育

#### ①自分の生き方を考えさせ、判断力をつける教育(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の推進

・進路指導における男女平等の推進	<b>労力をなる。</b>
・自分の生き方を考えさせ、判断力をつける性教育の実施	学校教育グループ

## ②生涯を通じての健康教育・性教育の推進、健康の保持増進、性の多様性に関する教育の推進

・性に関する教育の推進	
・幼少期からの適切な性教育の推進	学校教育グループ
・思春期の健康教育・性教育の推進	
・市民の生涯スポーツ活動を促進・支援	社会教育・スポーツ振興グループ
・性の多様性に関する学習の機会や情報の提供	市民相談・人権啓発グループ 関係グループ
・各種検診・健診の実施	
・健康に関する講座・事業の実施	健康推進グループ
・男女のこころとからだの健康支援の促進	
• 健康相談の実施	

#### ③性感染症や HIV 感染についての情報提供

・性感染症や HIV 感染についての情報提供	健康推進グループ
------------------------	----------

## 基本課題(5) 男女共同参画を推進する職場づくり【大阪狭山市女性活躍推進計画】

## ①担当職員の配置と相談機能の充実

・男女共同参画担当部署への女性職員の配置	人事グループ
----------------------	--------

## ②庁内体制の整備と機能の拡充

• 庁内での職務分担の男女平等促進	各グループ
-------------------	-------

## ③市職員に対する啓発・研修

・職員研修への女性の参加を促進	
・男女共同参画に関する研修の実施	人事グループ

## ④特定事業主行動計画の推進

・特定事業主行動計画の実行	人事グループ
---------------	--------

## 基本方向Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和の実現

#### 第3期の方向性

男女雇用機会均等法では、すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活を送ることをめざしています。また、女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍に向けて、市町村による働く女性や企業に対する積極的なアプローチが強く求められています。

そのために、意識の改善はもとより、雇用・就労環境整備や、仕事と生活が調和できるための支援を 行い、男女が平等な立場で仕事ができる社会づくりをめざします。

#### 現状と課題

- ●国勢調査によると、本市の女性の年齢別労働率は 35~39 歳を中間点とするM字カーブとなっており、結婚・出産・育児による離職が見受けられます。また、市民意識調査では「男女共同参画社会」を実現するために力を入れるべき政策として「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が上位になっており、出産や介護に関わらず、女性が働き続けられる環境づくりが強く求められているといえます。
- ●また、出産・子育て・介護に際し、女性が働き続けるために必要なことについては「保育制度の充実」「夫、パートナーなど家族の理解や家事、子育て、看護などへの参加」「企業経営者や職場の理解」「育児・介護休暇等制度の充実」が多くなっています。引き続き、子育てや介護の支援を充実させるとともに、家族や企業の理解促進を図る必要があります。
- ●市民意識調査の結果をみると、男性、女性ともに「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」が理想となっていますが、現実では、男性が「仕事」を、女性が「家庭生活」を優先している傾向があります。また、「ワーク・ライフ・バランス」の周知度は前回調査よりもやや高くなっていますが、目標値には至っていない状況です。引き続き、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、市民や事業所等に周知・啓発を行っていく必要があります。

#### 見直しのポイント

大阪狭山市女性活躍推進計画として位置付け、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざします。

男性の家事・育児・介護への参画促進について、引き続き啓発講座を実施するとともに、家事・育児・介護を担う男性のネットワークづくりを支援し、講座の充実・拡大を図ります。

ワーク・ライフ・バランスについては、企業に対して取組み事例を紹介する等、より具体的に啓発を 行うとともに、市役所がモデルケースとなるよう取組みを推進します。市民に対しても、広報誌や冊子 等、様々な機会を利用して啓発を行います。また、市民に向けて育児休業・介護休業法についての情報 提供を行い、利用を促進します。

#### ■計画推進の指標

指標名	策定時値 【第3期】	現状値 【第3期見直し】	目標値
「ワーク・ライフ・バランス」の周知度	25.2% (H25)	28.1% (H30)	50%(H35)(2023年)
「ポジティブ・アクション (積極的改善措置)」の周知度	7.7% (H25)	7.2% (H30)	25%(H35)(2023年)
保育の待機率	4.8% (H24)	4.3% (H29)	O%(H34)(2022年)

## 基本課題(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【大阪狭山市女性活躍推進計画】

### ①男性に対する家事能力修得支援

・男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座などの実施	市民相談・人権啓発グループ
・家事・音児・介護を担う男性のネットワークづくり	中氏相談・人権合用グループ

#### ②長時間労働の是正

• 労働時間短縮促進の啓発	農政商エグループ
---------------	----------

#### ③仕事と家庭・地域生活の両立についての事業所への啓発

• 労働時間短縮促進の啓発	
• 母性保護と女性従業員の健康診断受診の啓発	農政商工グループ
• 労働安全衛生の向上の啓発	

### ④仕事と家庭・地域生活の両立についての啓発活動の拡充

・広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる啓発活動の実施	市民相談・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

## 基本課題(2) 子育てや介護への支援体制の拡充【大阪狭山市女性活躍推進計画】

#### ①母子保健事業の充実

<ul><li>・母子保健事業の推進</li><li>・冊子などでの母性保護の意識啓発の実施</li><li>・妊婦健康診査の実施</li><li>・特定不妊治療費の助成</li></ul>	健康推進グループ
<ul><li>子ども医療費の助成</li><li>乳幼児健康診査の実施</li></ul>	保険年金グループ 健康推進グループ

#### ②男女の育児不安に対する支援の推進

<ul><li>・保育・子育て支援サービスの実施</li><li>・保育の待機の解消</li><li>・児童家庭相談の実施</li></ul>	保育・教育グループ 子育て支援グループ
• 昼間に保護者が家庭にいない児童に対する支援体制の整備	社会教育・スポーツ振興グループ
• 子育て支援事業の推進	健康推進グループ 子育て支援グループ

### ③ひとり親家庭の生活安定の充実

<ul><li>・児童扶養手当の支給</li><li>・母子寡婦福祉資金の貸付</li><li>・ひとり親家庭等児童への給付金の支給</li><li>・子育て短期支援事業の実施</li><li>・母子寡婦福祉会への活動支援</li><li>・母子自立支援員による生活相談や自立に必要な指導</li></ul>	子育て支援グループ
・ひとり親家庭への医療費の助成	保険年金グループ

## ④ 障がいなど支援を要する子どもの支援体制の充実

・小学校・中学校における支援教育の推進	学校教育グループ 教育総務グループ
・放課後児童会の障がい児受け入れ	社会教育・スポーツ振興グループ
<ul><li>・保育所・幼稚園・認定こども園における障がい児保育の推進</li><li>・関係機関とのネットワークによる一貫した支援事業の推進</li><li>・発達障がい児等支援事業の実施</li></ul>	保育・教育グループ 子育て支援グループ

## ⑤介護支援の促進

・事業所への介護支援体制整備・拡充の啓発	農政商工グループ
----------------------	----------

## 基本課題(3) 多様な働き方への支援の拡充 【大阪狭山市女性活躍推進計画】

## ①就労の支援

・就労を支援する講座などの実施	
<ul><li>・再就職セミナーの開催</li></ul>	
・ 再就職の機会拡大の啓発、雇用情報の提供	農政商エグループ
・働く女性や非正規職員に対する権利擁護のための啓発	市民相談・人権啓発グループ
・就業に関する相談の実施	
・就労に向けた啓発講座の実施	

## ②能力開発の支援

<ul><li>・能力開発講座などの情報提供</li><li>・職域拡大の啓発</li></ul>	農政商工グループ
---	----------

## ③起業の支援

・起業を支援する講座などの実施	農政商工グループ
・起来と又抜りる神座などの夫肥	市民相談・人権啓発グループ

## 基本課題(4) 雇用の場での男女平等の推進 【大阪狭山市女性活躍推進計画】

## ①事業所に対する啓発

<ul><li>事業所への育児・介護休業法促進の啓発</li><li>事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止のための指導</li><li>男女雇用機会均等法やパートタイム労働法など関係資料による啓発</li><li>従業員の健康診断受診の啓発</li><li>企業に対するワーク・ライフ・バランス向上のための取組み事例集の紹介</li></ul>	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
・市民・事業所への労働関連法や男女共同参画社会基本法の周知	農政商エグループ 市民相談・人権啓発グループ
• 市の業者登録における事業所からの男女の雇用状況などの報告	法務・契約グループ
・市役所がモデルケースとなる男女共同参画の取組みの推進	関係グループ

## ②間接差別の禁止とポジティブ・アクション (積極的改善措置) についての啓発

・ 市の女性職員の採用、	管理職への登用など積極的な男女格差の是正	人事グループ

## ③市民・地域社会に対する啓発

・あらゆる機会を通じた、育児休暇・介護休業法についての情報提供と利用	
促進の啓発の推進	関係グループ
・市役所がモデルケースとなる男女共同参画の取組みの推進	

## 基本方向Ⅲ あらゆる暴力の根絶

#### 第3期の方向性

暴力は最大の人権侵害であり、いかなる場合でも絶対に許されるものではありません。男女がともに対等な社会の構成員として、安心して暮らすことができる男女共同参画社会をつくっていくためには、「暴力」の認識、予防啓発活動、迅速な被害者支援が必要です。また、男女間に限らず、児童や高齢者、障がい者に対する虐待についても「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」などの意識を持ち、あらゆる暴力の根絶をめざします。

### 現状と課題

- ●市民意識調査の結果をみると、配偶者・パートナー等からの暴力について相談できる窓口の認知度については「知らない」が 56.3%と、過半数を占めています。一方で、あらゆる暴力をなくすために進めるべき取組みについては、「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」が最も多くなっており、引き続き、相談窓口の周知と充実を図っていく必要があります。
- ●「平手で打つ」や「交友関係や電話を細かく監視する」などの行為を、暴力として認識する市民の割合は、前回調査と比較すると増加していますが、「相談するほどのことではないと思ったから」の理由で暴力行為を相談しない状況も多くみられます。引き続き、暴力を受けた時の対処法や相談方法の教育が課題となります。
- ●セクシュアル・ハラスメントについては、要因として「一部にモラルの低い人がいる」や「不快に思っていることが相手にわからない」などが挙げられています。暴力やハラスメント防止のためには、日々の生活における、コミュニケーション能力等を向上させる取組みも必要であると考えられます。

#### 見直しのポイント

暴力やハラスメントの根絶に向けて、多様な生涯学習の機会を利用し、暴力に関するテーマだけではなく、コミュニケーション能力の向上など、暴力の抑制につながるような学習の機会の提供に努めます。 DV やストーカー等の被害者保護については、引き続き体制を強化しながら、取組みを進めます。 セクシュアル・ハラスメントについては、事業所や地域活動等、様々な環境での防止体制の構築が必要となるため、各関係課や関係機関との連携を図りながら、取組みを進めます。

#### ■計画推進の指標

指標名	策定時値 【第3期】	現状値 【第3期見直し】	目標値
夫婦や恋人同士における「平手で打つ」とい	59.1% (H25)	75.2% (H30)	80%(H35)
う行為を、暴力として認識する市民の割合		75.2% (HSU)	(2023年)
夫婦や恋人同士における「交友関係や電話を			70%(H35)
細かく監視する」という行為を、暴力として	45.4% (H25)	69.5% (H30)	(2023年)
認識する市民の割合			(2023 4)
「女性のための相談窓口を知っている」市民	42.7% (H25)	43.0% (H30)	70%(H35)
の割合			(2023年)

## 基本課題(1) あらゆる暴力根絶のための基盤づくり

### ①暴力根絶のための啓発といじめや体罰のない教育の推進

・暴力を許さない社会をつくるための啓発	市民相談・人権啓発グループ
・いじめや体罰のない教育の推進	学校教育グループ

#### ②生涯学習における暴力根絶に向けての啓発

<ul><li>コミュニケーション能力を高めるなど、暴力</li></ul>	暴力の抑制につながるような学習	市民相談・人権啓発グループ
の機会を提供		関係グループ

#### ③情報を必要としている人に的確に伝えるための情報発信の工夫

・広報誌・啓発冊子・ホームページなどによる広報・啓発活動の実施	市民相談・人権啓発グループ
---------------------------------	---------------

## ④あらゆる暴力・虐待からの保護体制の充実

• 児童虐待に対応するネットワークづくり	子育て支援グループ
・高齢者への虐待防止の推進	高齢介護グループ
• 障がい者への虐待防止の推進	福祉グループ
•DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為等の被害者保護の ための住民基本台帳事務における支援措置	市民窓ログループ
• DV (ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為等の被害者保護の ための選挙人名簿閲覧における支援措置	総合行政委員会事務局

## 基本課題(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実 【大阪狭山市 DV 防止基本計

## ①被害者の保護、支援体制の強化

・被害者の安全を確保するための関係機関との連携	市民相談・人権啓発グループ
•DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者保護のための住民基本台帳 事務における支援措置	市民窓ログループ
• DV (ドメスティック・バイオレンス) の被害者保護のための選挙人名簿閲覧における支援措置	総合行政委員会事務局

## ②相談体制の強化や相談窓口の周知

• 「女性のための相談」の実施	市民相談・人権啓発グループ
・DV 被害者の相談窓口の周知	中氏性談・人権合先グループ

#### ③関係機関とのネットワークづくり

・あらゆる暴力の被害者を支援するためのネットワークの整備	市民相談・人権啓発グループ
------------------------------	---------------

#### ④加害者の更生支援

・加害者更生につながる情報の収集・提供	市民相談・人権啓発グループ
---------------------	---------------

## 基本課題(3) ハラスメント防止対策の推進

## ①事業所・地域活動におけるハラスメント防止体制の整備

	農政商工グループ 市民相談・人権啓発グループ
--	---------------------------

## ②市役所・学校などにおけるハラスメント防止体制の整備

● 職場 (*(ハハコ / メント)(ト)に(ハ)にめ(ハ)和談 ● 研修(ハ)主)(6)	人事グループ 学校教育グループ	
	学校教育グループ	

## 基本方向Ⅳ 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

#### 第3期の方向性

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての男女が安心して暮らせるように、関連する様々な分野における男女共同参画について、ソフト及びハードの両面から支援を進めるとともに、男女がともに支え合い思いやりの意識をもち、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。

#### 現状と課題

- ●あらゆる分野における男女共同参画社会の実現をめざすために、政策・意思決定過程への女性の参画は重要な視点となります。審議会などへの女性の参画率や、市職員の管理職における女性の割合は向上しつつありますが、依然として男性が中心となっています。引き続き、政策・意思決定過程への女性参画を推進していく必要があります。
- ●市民意識調査の結果をみると、女性が職業をもつことの意識については、「子どもができても、ずっと職業を続けるほうがよい」が最も多くなっていますが、「その他」として「個人の意思を尊重するべき」という意見も多くみられました。市民一人ひとりが、それぞれのもつ個性を尊重し合いながら、自分の望む生き方を選択できるような環境づくりを行うことが大切です。
- ●本市では少子高齢化が進んでおり、人口に占める高齢者の割合も多くなっています。また、障がいのある人や外国人など、様々な人が生活しています。あらゆる分野における男女共同参画を進めていくためにも、性別、年齢、障がいの有無、国籍に関係なく、すべての市民のエンパワーメント<sup>11</sup>を支援していく必要があります。

#### 見直しのポイント

政策・意思決定過程への女性参画は推進されつつありますが、まだ目標値には到達していない状況です。引き続き、職員一人ひとりが意識を持ちながら、取組みを推進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現のためには、地域活動、福祉、防災・防犯等、様々な分野において、男女共同参画の視点をもった取組みの充実を図っていくことが必要不可欠です。引き続き、地域活動の促進、高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境整備、日常の安全確保と災害対策など、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

#### ■計画推進の指標

.

指標名	策定時値 【第3期】	現状値 【第3期見直し】	目標値
審議会などへの女性の参画率	21.0% (H24)	28.9% (H29)	35%(H34)(2022年)
女性のいない審議会などの数	21 機関中 3 機関 (H24)	44 機関中4機関 (H29)	O機関(H34)(2022年)
市職員の管理職(課長級以上)に おける女性の割合	9.7% (H24)	15.5% (H29)	20%(H34)(2022年)

<sup>11</sup> エンパワーメント: 一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的・社会的・政治的・経済的状況などを変えていく力をもつこと 【→用語解説 49ページ】

## 基本課題(1)政策・意思決定過程の場への男女共同参画の促進【大阪狭山市女性活躍推進計画】

#### ①政策立案の場への参画

<ul><li>・女性の意思決定機関への参加促進の啓発</li><li>・行政委員会への女性の参加促進</li><li>・各種委員への女性登用の促進</li></ul>	関係グループ
・管理職や指導的立場への女性の登用の促進	人事グループ

#### ②審議会などへの男女平等な参画

・政策・方針決定過程の場、審議会などへの女性の参画の促進	関係グループ
------------------------------	--------

## 基本課題(2) 市民の男女共同参画への自主活動の支援

### ①男女共同参画を進める拠点環境の整備

・男女共同参画推進センター事業の推進	市民相談・人権啓発グループ
--------------------	---------------

#### ②男女のリーダー養成と活動団体への支援

・男女共同参画に関わる市民活動のネットワークづくりの支援	市民協働推進グループ
<ul><li>・女性人材育成に関する講座などの実施</li><li>・自主学習グループの支援</li></ul>	市民相談・人権啓発グループ

## ③活動団体との連携による男女共同参画の推進

・各地域活動における役職などの男女比率に関する情報の収集・公開	   市民相談・人権啓発グループ
・活動団体が行う学習会・講座などへの支援	「中氏性談・人権合先グルーグ」

#### 基本課題(3) 地域社会での男女共同参画の推進

## ①ボランティア活動への参加促進

・男女共同参画の視点に立ったボランティア人材の育成	市民相談・人権啓発グループ
• ボランティア活動推進事業への補助	福祉グループ
・ボランティア休暇制度の普及・啓発	農政商エグループ

#### ②地域活動への参加促進

・地域で活動する団体の情報収集・提供	市民相談・人権啓発グループ 市民協働推進グループ

#### ③平和への貢献、国際交流の促進

• 平和の尊さを訴える啓発事業の実施	市民相談・人権啓発グループ
<ul><li>・姉妹都市をはじめ他の国外都市との市民交流事業の実施</li><li>・ホストファミリーバンク事業の推進</li></ul>	市民協働推進グループ

## 基本課題(4) 高齢者・障がい者などが安心して暮らせる環境の整備

#### ①高齢者・障がい者などの生活の安定と自立・就労支援、地域社会での支援づくり

<ul><li>・日常生活自立支援事業の実施</li><li>・シルバー人材センター業務の推進</li></ul>	高齢介護グループ
• 障がいに関する相談支援体制の整備	福祉グループ

### ②バリアフリー12化の推進

・福祉の視点に立った環境の整備、市民参加によるまちづくりの推進	都市計画グループ 福祉グループ
• 重度障がい者等住宅改造助成	福祉グループ

## ③高齢者・障がい者向けサービスの充実

- 高齢者・障がい者向けサービスの実施	福祉グループ
・同断台・呼がららい)リーレスの実施	高齢介護グループ

## 基本課題(5) 安全・安心に暮らせるまちづくり

#### ①防災施策の充実

・女性防火クラブの活動促進	消防本部予防グループ
・避難場所や災害ボランティア活動などにおける男女共同参画の視点からの 配慮	防災•防犯推進室

#### ②防犯施策の充実

・子どもや高齢者に対する犯罪被害防止の取組み	防災・防犯推進室 学校教育グループ 保育・教育グループ 高齢介護グループ
・犯罪を防止するための防犯灯設置など環境の整備	土木グループ

#### ③緊急支援システムの整備

・高齢者 SOS ネットワーク事業の実施 高齢介護グループ

<sup>12</sup> バリアフリー:高齢者・障がい者などが社会生活をしていく上で障がい(バリア)となるものを除去(フリー)すること 【→用語解説 50ページ】

## ■計画推進の指標(5年ごとに進捗をはかるもの)

指標名	策定時値 【第3期】	現状値 【第3期見直し】	目標値	参考値
  「男女共同参画社会」の周知度	48.4%	51.2%	80%	国:66.6% (H28)
1 为父共问参画社云」 (7)问知反	(H25)	(H30)	(H35)(2023年)	府:54.8%(H26)
「女子差別撤廃条約」の周知度	12.5%	19.0%	30%	国:36.1% (H28)
「女丁左加俶先未初」の何知反	(H25)	(H30)	(H35)(2023年)	府:39.1%(H26)
「ワーク・ライフ・バランス」	25.2%	28.1%	50%	国:42.2% (H28)
の周知度	(H25)	(H30)	(H35)(2023年)	府:43.6%(H26)
「ポジティブ・アクション(積	7.7%	7.2%	25%	国:18.0% (H28)
極的改善措置)」の周知度	(H25)	(H30)	(H35)(2023年)	府:18.1%(H26)
夫婦や恋人同士における「平手で打つ」という行為を、暴力として	59.1%	75.2%	80%	国:72.4% (H28)
認識する市民の割合	(H25)	(H30)	(H35)(2023年)	府:69.3% (H26)
夫婦や恋人同士における「交友関係や電話を細かく監視する」とい	45.4%	69.5%	70%	国:55.2%(H29)
う行為を、暴力として認識する市 民の割合	(H25)	(H30)	(H35)(2023年)	府:54.5%(H26)
「女性のための相談窓口を知っ	42.7%	43.0%	70%	国:71,6%(H29)
ている」市民の割合	(H25)	(H30)	(H35)(2023年)	四·/1.0/6 (FIZ9)

国:「男女間における暴力に関する調査」H29 内閣府実施 「男女共同参画に関する世論調査」H28 内閣府実施

府:「男女共同参画にかかる府民意識調査」H26 大阪府実施

## ■計画推進の指標(1年ごとに進捗をはかるもの)

指標名	策定時値 【第3期】	現状値 【第3期 見直し】	目標値	参考値
職員研修の参加者における女	24.0%	37.0%	40%	
性の割合	(H24)	(H29)	(H34)(2022年)	
<b>伊奈の待機</b> 変	4.8%	4.3%	0%	_
保育の待機率	(H24)	(H29)	(H34)(2022年)	府 2.26% (H29)
審議会などへの女性の参画率	21.0%	28.9%	35%	国 37.4% (H29)
金融云など、の文柱の多画学	(H24)	(H29)	(H34)(2022年)	府 30.2%(H29)
	21 機関中	44 機関中	〇機関	
女性のいない審議会などの数	3機関	4機関	(H34)(2022年)	
	(H24)	(H29)	(1134)(2022 4)	
市職員の管理職(課長級以上)	9.7%	15.5%	20%	国 10.1% (H29)
における女性の割合	(H24)	(H29)	(H34)(2022年)	府 7.5% (H29)

府:大阪府保育所等利用児童数・利用待機児童数等 (H29) 大阪府の男女共同参画の現状と施策 (H29)

国:第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向(H30)

# 第5章 計画の推進

## 1 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野及び市民生活の様々な分野に及ぶことから、市民及び事業者の協力のもとに、次の体制により総合的かつ計画的に推進します

### (1) 庁内の連携体制

行政は、市民一人ひとりの日常生活に密着しており、すべての部門において男女共同参画に関わりがあります。人権教育・啓発を推進するためには、関連部署が連携して取り組んでいく必要があります。本計画の達成に向けて、「大阪狭山市男女共同参画推進本部」を中心に調整を図りながら、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進します。

市職員については、各職場における研修などを充実させるとともに、男女共同参画を積極的に推進する役割を果たせるように資質の向上を図ります。

#### (2) 地域との連携体制

本計画の推進にあたっては、市民などが行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、本市と市民などとの協働を積極的に推進します。

## 2 進行管理

本計画に沿った施策が、すべての部署において総合的かつ効果的に実施されるよう、大阪狭山市男女 共同参画推進条例第 12 条第5項に基づき、本計画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成 し、推進状況を公表します。

## 3 苦情などへの対応

大阪狭山市男女共同参画推進条例第 18 条第2項に基づき、男女共同参画施策への苦情やその他意見がある場合は、「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会」の意見を聴き、必要に応じて措置を講ずるものとします。

# 参考資料

## 1 用語解説

#### あ行

#### エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的・社会的・政治的・経済的状況などを変えていく力をも つことを意味する。

社会の対等な構成員として、判断力・企画力・表現力・経済力・技術力・決定力・行動力など多様な能力を身に付け、自らの生き方を選択し、自己実現を図り、自立や自己決定・自己責任など自らと社会を変革することを含む幅広い概念である。

#### か行

#### ゴール・アンド・タイムテーブル方式

ポジティブ・アクションの手法の一つで、女性の参画拡大に関する一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法。

#### さ行

#### 女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

昭和54年の国連総会で採択され、日本は昭和60年に批准した。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めている。参考資料60ページ

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成 27 年8月に成立、9月に施行(一部は平成 28 年4月から施行)。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっているため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために制定された法律。10 年間の時限立法となっている。参考資料 76 ページ

#### セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な 言動であり、様々な生活の場で起こり得る。男女雇用機会均等法においては、以下のように定義されてい る。

**対価型セクシュアル・ハラスメント**: 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを 拒否したことで解雇・降格・減給などの不利益を受けること

環境型セクシュアル・ハラスメント:性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること

#### た行

#### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

#### 男女共同参画社会基本法

平成 11 年6月に成立、施行。男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律である。基本理念、国・地 方公共団体及び国民の責務、基本的施策などを定めている。参考資料 56 ページ

#### 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

昭和47年7月に成立、昭和61年4月に施行。就労の場で働く女性が男性と均等な待遇が確保されることなどを目的としている。

#### デートDV

配偶者間や恋人などの親密な間柄で起こる暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といい、その中でも恋人同士の間で起こる暴力は、「デートDV」と呼ばれる。

殴る、蹴るなどの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、 相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為などもあてはまる。

#### ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティック・バイオレンスを直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」となるが、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類には以下のものがある。

**身体的暴行**:殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの

心理的攻撃:心無い言動などにより、相手の心を傷つけるもの

性的強要:嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの

**経済的暴力**:生活費を渡さない、外で働くことを禁止するなど、経済的に支配するもの 社会的暴力:無視する、人付き合いや行動を制限するなど、社会的な行動を制限するもの

子どもを巻き込んだ暴力:子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、子どもに暴力をふる

うと脅す、など子どもを巻き込んだもの

#### は行

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成 13 年4月に公布、同年 10 月に施行。配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援などの体制を整備し、配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。参考資料 67 ページ

#### バリアフリー

高齢者・障がい者などが社会生活をしていく上で障がい(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。

#### フレックスタイム制

1 か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

#### ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいい、以下の3種類がある。

#### 穏健なポジティブ・アクション

穏やかな支援策(両性を同時に対象とする措置も含まれる広義のポジティブ・アクション)

(例) 女性の応募の推奨、能力向上のための研修、仕事と家庭の両立支援、環境整備

#### 中庸なポジティブ・アクション

女性の登用に関する努力目標を掲げるなどの中庸な手法

(例) ゴール・アンド・タイムテーブル方式、インセンティブ付与(実施主体が男女共同参画に関する 取組みを行うよう動機づけすること)

#### 厳格なポジティブ・アクション

あらかじめ一定の助成枠を法律などで設けるなど拘束力が強く厳格な手法。

(例) クォータ制(割当制。人種や性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度。比例代表選挙における男女混合名簿方式、法律による候補者名簿割当制など)

#### ら行

#### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利。人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、 単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態にあることを いう。

#### わ行

#### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。仕事と生活の調和が実現した社会は、具体的に以下の3つとされている。

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

#### アルファベット

#### LGBT

レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシャル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字で、多様な性のあり方を表す言葉。レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感をもつ人のこと。

#### M字カーブ

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線グラフの形態。

## 2 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
昭和 50 (1975)	<ul><li>「国際婦人年」</li><li>・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択</li></ul>	<ul><li>特定職種「育児休業法」成立 (1976 年施行)</li><li>総理府に婦人問題企画推進本 部、婦人問題企画推進会議設置</li></ul>		
昭和 51 (1976)	•「国連婦人の十年」始まる (~ 1985)	<ul><li>「民法等の一部を改正する法律」 施行(婚氏続称制度)</li></ul>	• 労働部労働福祉課女性問題担当 窓口設置	
昭和 52 (1977)		•「国内行動計画」策定(~1986)	• 大阪府婦人問題推進会議設置	
昭和 53 (1978)			<ul><li>・大阪府婦人問題推進会議「女性の地位向上に関する提言」</li><li>・大阪府婦人問題企画推進本部設置</li></ul>	
昭和 54 (1979)	• 国連総会「女子差別撤廃条約」 採択			
昭和 55 (1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法及び家事審判法の一部を 改正する法律」公布(1981年 施行、配偶者の相続分引き上げ 等)	• 企画部府民文化室婦人政策係設置	
昭和 56 (1981)	•「女子差別撤廃条約」発効	•「国内行動計画後期重点目標」発表	・「女性の自立と参加を進める大 阪府行動計画」策定	
昭和 57 (1982)			<ul><li>・企画部婦人政策室設置</li><li>・大阪府婦人会館を大阪府立婦人会館に改称</li></ul>	• 狭山町総合計画策定
昭和 59 (1984)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改 正する法律」公布(1985 年施 行、国籍の父母両系主義等)		
昭和 60 (1985)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界 会議 (ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採択	<ul> <li>「国民年金法の一部を改正する法律」公布(1986年施行、女性の年金権の確立)</li> <li>「男女雇用機会均等法」公布(1986年施行)</li> <li>「労働者派遣法」公布(1986年施行)</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	<ul><li>・女性の社会参加等に関する調査</li><li>・女性の社会参加をすすめるための拠点施設実態調査報告</li></ul>	
昭和 61 (1986)		• 婦人問題企画推進有識者会議設置	・企画部府民文化室婦人政策室を企画部婦人政策課に改組 ・「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画-21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定・大阪府女性問題懇話会設置・大阪府婦人関係団体会議設置	
昭和 62 (1987)		•「新国内行動計画」策定	<ul><li>婦人政策課を企画部から生活文 化部に移管</li></ul>	• 市制を施行
昭和 63 (1988)			<ul><li>・大阪府婦人総合センター(仮称) 推進会議設置</li></ul>	
平成2 (1990)	<ul><li>国連経済社会理事会「ナイロビ 将来戦略勧告」採択</li></ul>			

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
平成3 (1991)		・「新国内行動計画(第一次改定)」 策定 ・「育児休業法」公布(1992年施 行)	<ul> <li>女性問題についての意識調査結果公表</li> <li>大阪府婦人問題企画推進本部を大阪府女性政策企画推進本部に改称</li> <li>「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画〜女と男のジャンプ・ブラン」策定</li> <li>大阪府婦人関係団体会議を大阪府女性団体会議に改称</li> <li>大阪府女性基金設置</li> <li>大阪府女性基金検討委員会設置</li> </ul>	<ul><li>・市長公室企画調整課に女性総合窓口設置</li><li>・第二次大阪狭山市総合計画がスタート</li></ul>
平成4 (1992)	<ul><li>環境と開発に関する国連会議 (地球サミット) (リオデジャネイロ)</li></ul>	• 婦人問題担当大臣任命	<ul><li>婦人政策課を女性政策課に改称</li><li>大阪府女性施策企画推進員制度 発足</li><li>「大阪府女子労働対策推進計画」 策定</li></ul>	・女性問題についての市民意識 調査を実施
平成5 (1993)	<ul><li>・国連世界人権会議(ウィーン) 「ウィーン宣言」採択</li><li>・国連総会「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採択</li></ul>	・「パートタイム労働法」施行	<ul><li>「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成</li><li>大阪府女性基金検討委員会廃止</li></ul>	<ul><li>・女性問題についての市民意識調査報告書を作成</li><li>・女性問題懇話会設置</li></ul>
平成6 (1994)	・国際人口・開発会議 (カイロ)	<ul><li>・男女共同参画室、男女共同参画審議会設置</li><li>・男女共同参画推進本部設置</li><li>・「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」(エンゼルプラン)策定</li><li>・「新ゴールドプラン」策定</li></ul>	<ul> <li>「大阪府女性基金プリムラ賞」 創設</li> <li>大阪府女性基金運営懇談会設置</li> <li>(財)大阪府男女協働社会づくり財団設立</li> <li>府立婦人会館閉館</li> <li>ドーンセンター(大阪府女性総合センター)開館</li> </ul>	<ul><li>・大阪狭山市における女性政策 の推進に向けての提言を受ける</li><li>・大阪狭山市女性政策推進本部 設置</li></ul>
平成7 (1995)	<ul> <li>北京女性会議NGOフォーラム</li> <li>第4回世界女性会議(北京)「行動綱領」採択</li> <li>「人権教育のための国連10年」始まる (~2004)</li> </ul>	<ul><li>「育児・介護休業法」成立 (介護休業制度は、1999年施行)</li><li>「家族的責任条約」批准</li></ul>	<ul><li>男女協働社会の実現をめざす府 民意識調査結果報告</li></ul>	<ul><li>・大阪狭山市女性問題行動計画 「おおさかさやまいきいき 女性プラン」策定</li><li>・市長公室市民文化課女性政策 係設置</li></ul>
平成8 (1996)		<ul><li>・「人種差別撤廃条約」発効</li><li>・「男女共同参画ビジョン」答申</li><li>・「男女共同参画2000年プラン」 策定</li></ul>	・大阪女子大学に女性学研究センター開設 ・大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出	
平成9 (1997)		<ul><li>・「男女雇用機会均等法の一部を 改正する法律」公布、施行</li><li>・「介護保険法」公布、施行</li></ul>	「男女恊働社会の実現をめざす 大阪府第3期行動計画(改定)	
平成10 (1998)			<ul> <li>・大阪府女性問題懇話会及び大阪府女性基金運営懇談会を廃止</li> <li>・女性政策課を男女協働社会づくり課に改称</li> <li>・大阪府男女協働社会づくり審議会設置</li> <li>・大阪府女性団体会議廃止</li> <li>・大阪府男女協働推進連絡会議設置</li> <li>・「大阪府女性労働対策推進計画」策定</li> </ul>	<ul><li>市長公室市民文化課と市長公室人権推進課を統合し、人権文化課に改める。</li></ul>

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
平成11 (1999)		• 「男女共同参画社会基本法」公 布、施行	<ul><li>男女協働社会の実現をめざす府 民意識調査発表</li></ul>	<ul><li>市長公室人権文化課を総務部 人権広報課に改める</li></ul>
平成12 (2000)	<ul><li>・女性2000年会議 (ニューヨーク)</li></ul>	<ul><li>「男女共同参画基本計画」策定</li><li>「ストーカー規制法」公布、施行</li></ul>	<ul> <li>大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問</li> <li>大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置</li> </ul>	
平成13 (2001)		<ul><li>・内閣府に男女共同参画局、男女 共同参画会議設置</li><li>・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」公 布、施行</li></ul>	大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビション」答申     男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称     大阪府男女協働推進連絡会議を大阪府男女共同参画推進連絡会議に改称     「おおさか男女共同参画計画)」策定     策定	・第三次大阪狭山市総合計画が スタート ・「大阪狭山市人権文化をはぐ くむまちづくり条例」制定
平成14 (2002)		<ul><li>「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改 正</li></ul>	<ul><li>「大阪府男女共同参画推進条例」施行</li><li>大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始</li></ul>	
平成15 (2003)		<ul><li>・「次世代育成支援対策推進法」 公布、施行</li><li>・「少子化社会対策基本法」公布、 施行</li></ul>	<ul> <li>「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設</li> <li>財団法人男女協働社会づくり財団を財団法人男女共同参画推進財団に名称変更</li> <li>大阪府男女共同参画審議会「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」答申</li> </ul>	• 大阪狭山市男女共同参画推進 懇話会設置
平成17 (2005)	・「北京+10」(ニューヨーク)	<ul><li>「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li></ul>	<ul><li>「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li></ul>	•「大阪狭山市男女共同参画推進 プラン」(第2期)策定
平成18 (2006)			<ul><li>「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」</li><li>改定</li></ul>	•「大阪狭山市男女共同参画推進 条例」制定
平成19 (2007)		<ul><li>「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改 正</li></ul>		
平成20 (2008)				・男女共同参画推進センター きらっとぴあ開設
平成22 (2010)	・「北京+15」(ニューヨーク)	•「第3次男女共同参画基本計画」 策定		
平成23 (2011)	<ul><li>ジェンダー平等と女性のエンパ ワーメントのための国連機関 (UN Women)発足</li></ul>		<ul><li>「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定</li></ul>	・第四次大阪狭山市総合計画がスタート
平成24 (2012)			・「大阪府配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等に関する 基本計画(2012-2016)」策 定	
平成25 (2013)		・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改 正 ・「ストーカー規制法」改正		• 大阪狭山市男女共同参画推進 懇話会設置

## 参考資料

年	世界の動き	日本の動き	大阪府の動き	大阪狭山市の動き
平成26 (2014)		<ul><li>「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 改正</li></ul>		・「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」策定
平成27 (2015)	・「北京+20」(ニューヨーク)	<ul><li>・「女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律」制定</li><li>・「第4次男女共同参画基本計 画」閣議決定</li></ul>	<ul><li>・OSAKA女性活躍推進会議を設置</li><li>・「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表</li></ul>	
平成28 (2016)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「ストーカー規制法」改正	•「おおさか男女共同参画ブラン (2016-2020)」策定	
平成29 (2017)			<ul><li>「大阪府配偶者等からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関 する基本計画(2017- 2021)」策定</li></ul>	
平成31 (2019)				<ul><li>・「第3期大阪狭山市男女共同参 画推進プラン 改定版」策定</li></ul>

## 3

## 男女共同参画社会基本法

平成 11 年6月 23 日 法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則(第一条一第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際 社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、 互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、 行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立) 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ー 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように

#### 参考資料

努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに 当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四末満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。以下、省略



## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60年6月25日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに 留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意した。

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、 更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、 しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障がいとなるものであり、社会及び家族の繁栄の増進 を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にする ものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる 形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

#### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置 (立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

#### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する 権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

#### 参考資料

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

#### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を 基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の 条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並び に職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障がい、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての 権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に 応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生する利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な 識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画 において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

#### 第4部

#### 第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

#### 参考資料

- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あら ゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び 責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに 関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

#### 第5部

#### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障がいを記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を 有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼす ものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 参考資料

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務 総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

### 5

## | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年4月 13 日

法律第31号

平成 16 年6月2日

法律第64号

平成 19 年7月 11 日

法律第 113 号

平成 25 年7月3日

法律第72号

平成 26 年4月 23 日

法律第 28 号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ず しも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である 女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切 な保護を図る責務を有する。
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - ー 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ー 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の 援助を行うよう努めなければならない。
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - ー 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。) を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、 第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び 寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講するよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、

適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
  - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他 その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該 住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立 てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以 後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲 げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて 送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画 その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が 十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することがで きる。

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - ー 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を 記載した書面でしなければならない。
  - ー 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に おける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは 保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、 同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第 五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支

援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応するものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総 監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り 消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による る 命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては 当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判 所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について進用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、

裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる 事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前 各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項 中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、 謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、 保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令 の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障がいの有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に 対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。 (国の負担及び補助)
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - ー 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二補則

#### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する 関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消 された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附則〔抄〕

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談 支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及 び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあ

るのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、そ の結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年 十月一日



### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年9月4日 法律第 64 号

#### 日次

- 第一章 総則(第一条一第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
- 第二節 一般事業主行動計画(第八条一第十四条)
- 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条―第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条一第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条 第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、 及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施する ため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。

#### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものと

する。

- ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定め られた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業 主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを 変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことがで

きる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 (認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り 消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募 集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出 なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあ

るのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同 法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法 律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。) は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性 の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成 するよう努めなければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣 府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別 の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用 に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の 増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、そ の協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び 地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及 び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用 な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑

に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- ー 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して 知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、 その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、 労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- ー 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- ー 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- ー 第十条第二項の規定に違反した者

- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第 六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条 第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有す る。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を 含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定 する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年 法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

施行する。

- ー 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 7 大阪狭山市男女共同参画推進条例

平成 18 年 12 月 22 日 条例第 42 号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、我が国では、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「女子 差別撤廃条約」の批准など国際社会の動きと連動して進められてきた。また、男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我 が国社会の最重要課題と位置づけた男女共同参画社会基本法が制定された。

大阪狭山市においても、男女の自立と対等な社会参加に基づく男女共生社会の実現をめざして、人権を重視した取組を 進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が根強く残り、課題の解消に向けた一層の取組 が求められている。

少子高齢化や高度情報化の進展等、社会経済情勢が大きく変化する中で、豊かで活力ある大阪狭山市を築いていくため には、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することが できる男女共同参画社会の実現は重要な課題である。

人権と共生の世紀といわれる 21 世紀において、大阪狭山市は、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、市民公益 活動団体及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民(本市の区域内に通勤又は 通学する者を含む。以下同じ。)、市民公益活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項 を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的 とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に 政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 市民公益活動団体 大阪狭山市市民公益活動促進条例(平成 14 年大阪狭山市条例第 13 号)第 2 条第 2 項に 規定する市民公益活動団体をいう。
- (3) 協働 まちづくりに向け、市、市民、市民公益活動団体及び事業者が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標 に向かってそれぞれが果たすべき役割を自覚し、相互に補完して協力することをいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な 範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した 性的な言動をすることによりその者の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に 不利益を与えることをいう。
- ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を 含む。)又はかつて配偶者であった者に対する身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力行為その他の苦痛を与え る行為をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人とし て能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権を尊重すること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に 対して影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する 機会を確保すること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの身体の特徴及び心の変化を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮すること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際社会の動向を考慮して行うこと。
- (7) 社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図る生涯学習を進めること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画施策の実施に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者と協働して取り組むよう努めなければならない。
- 3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

- 第 5 条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、自発的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(市民公益活動団体の責務)

- 第6条 市民公益活動団体は、基本理念に基づき、その活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 市民公益活動団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動において、積極的に男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第8条 何人も、基本理念に基づき、家庭教育、学校教育、社会教育、職場教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めなければならない。

(市民等の協働)

第9条 市民、市民公益活動団体及び事業者は、市と協働して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第10条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による人権侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への留意)

第 11 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力等を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画推進計画)

- 第 12 条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画 (以下「男女共同参画推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例 (平成 13 年大阪狭山市条例第 5 号) 第 5 条第 1 項に規定する大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会(以下「審議会」という。) の意見を聴くとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。
- 5 市長は、毎年度、男女共同参画推進計画の推進状況等を公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(教育及び学習への支援)

第15条 市は、教育及び学習を通じて、市民、市民公益活動団体及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う活動への支援)

第16条 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第17条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、市民公益活動団体及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等への対応)

第 18 条 市民、市民公益活動団体及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に対し、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

(相談への対応)

第19条 市民、市民公益活動団体及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合又はそのおそれがある場合は、市長に相談の申出をすることができる。

2 市長は、前項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関との連携を図り、迅速かつ適切にこれを処理するものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 8

# 大阪狭山市男女共同参画推進懇話会 委員名簿

	氏 名	所属団体等
有澤	知子(会長)	大阪学院大学教授
岡田	進一(副会長)	大阪市立大学教授
浜治	弘子	特定非営利活動法人の南大阪サポートネット
岡本	裕紀子	大阪狭山市消防団
中野	健男	大阪狭山市人権教育研究協議会
長野	裕樹	大阪狭山市 PTA 連絡協議会
石井	重光	大阪狭山市人権協会
塩見	美千子	フェミニストカウンセリング堺
宫下	治晃	大阪狭山市社会福祉協議会
石橋	保代	大阪狭山市食生活改善推進協議会
中嶋	芳彦	大阪狭山市商工会
岡田	雅美	公募市民
花田	全史	公募市民

※順不同、敬称略

### 第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版

大阪狭山市市民生活部 市民相談・人権啓発グループ 男女共同参画推進プラン担当 〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

TEL:072-366-0011(内線245) FAX:072-366-0051